

## 「第2期三木市教育大綱」(案)に対する意見書の概要及

### び意見に対する市の考え方

意見募集期間 令和2年2月14日(金)～3月16日(月) (32日間)

意見者数 5名(35件)

番号	意見の概要	市の考え方(案)
1	第1期教育大綱の検証・評価は行われたのか。また、行われていた場合、その検証結果・評価をホームページ等で閲覧可能なのか。	令和元年6月28日(金)に開催した第1回総合教育会議において、第1期三木市教育大綱における成果と課題について説明し、教育委員から意見をいただき検証を行いました。内容については、議事録としてホームページに掲載しております。
2	第1期教育大綱の検証・評価の実施の有無にかかわらず、第1期教育大綱についての言及が本文に無いので、第2期教育大綱(案)との関係性がよくわからない。	令和元年6月28日(金)に開催した第1回総合教育会議において、第1期三木市教育大綱について検証した結果、第1期教育大綱の反省点として、詳細に内容について記載した結果、変化する教育課題に対応する妨げとなっている部分があることが挙げられました。 このことから、第2期三木市教育大綱の策定に当たっては、細かい内容を定めるのではなく、5年間における大きな方針を示すこととし、作り方を大きく変えることとなりました。
3	令和2年2月7日(金)に第4回総合教育会議が開催され、第2期教育大綱について協議されているようであるが、3月9	これまで、第2期三木市教育大綱の策定に向け、3回の総合教育会議において議論を重ねてまいりました。議事録の確認作業に時間

	日時点で、議事録が作成中のため、会議の内容を知ることができなかったのはもったいない。	を要した結果、パブリックコメント募集時に議事録を公開することができない事態となり申し訳ございません。今後、教育大綱策定に向けたスケジュールに反映させ、改善を図りたいと考えております。
第2期三木市教育大綱（案）の構成について		
4	第2期教育大綱（案）策定に際して、国の教育振興基本計画や県の兵庫教育創造プラン等に即していると思うが、近隣自治体や類似する規模の自治体の教育大綱は参照されたのか。また、それらは総合教育会議の構成メンバー間に提示・紹介等情報共有されたのか。	第2期三木市教育大綱（案）については、国の教育振興基本計画や県の兵庫教育創造プラン等を参酌するとともに、三木市らしさを加える作業を行いました。策定に当たり、近隣他市や類似規模の自治体が作成した教育大綱も参考にするため、教育委員の皆様にも他市町の情報を紹介しております。
5	第1期教育大綱は100ページを超えるボリュームであったが、第2期教育大綱（案）は、わずか6ページと大きな変更となっている。何故このように簡素化されたのか。その理由が省力化のためなら、教育振興基本計画をもって大綱とする方法でもよかったのではないか。	教育大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に「地方公共団体の長は、(略)その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱を定めるものとする。」、「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議(略)についての(略)調整を行う(略)。」と定められています。そのため、第2期三木市教育大綱では、市長の教育に対する方針のみを記載し、教育に係る内容については、教育振興基本計画や、教育の基本方針において記載することとしました。また、ボリュームを少なくしたのは、省力化という観点でなく、役割を明確にすることで、第2期三木市教育大綱を

		多くの方に見ていただき、誰にとっても分かりやすくするということを目的に第2期三木市教育大綱の策定を進めてきました。
6	第2期教育大綱(案)のボリュームダウンは、三木市教育振興基本計画と併せて読むことが想定されているのか。そうであれば大賛成である。ただし、その場合は、第2期教育大綱(案)を読むと、三木市の教育の真意が理解できる内容になっていることが大前提と考える。	回答5に記載させていただきましたように、市長の教育に対する方針を定めるのが教育大綱であり、この方針に則り三木市教育振興基本計画が策定されます。内容については、第1期三木市教育大綱の反省から、教育現場の意思を尊重し、よりよい教育に係る取組を行えるよう、抽象的な表現としつつも、市長の考える教育に対する方針を記載しております。
第2期三木市教育大綱(案)の組み立て方について		
7	第2期教育大綱(案)がめざす方向や、三木市総合計画との関係性が見えない。三木市総合計画の理念を第2期教育大綱(案)にしっかり反映させるか、参考資料で関連を解説してもらいたい。	三木市総合計画とその他個別計画との関係については、総合計画の「序論」の「5 その他の計画との関係」に、「総合計画は、(略)市の最上位計画となります。そのため、総合計画では、市政の方針、方向性の体系を示し、具体的な施策や詳細な内容については、その他の分野ごとの個別計画において定める(略)。」とあります。 そのため、「Ⅲ教育大綱の基本理念」に総合計画の柱として定めた「豊かな学びで未来を拓く」という言葉を引用し、教育に対する理念を反映しています。
第2期三木市教育大綱(案)の内容について		
8	第2期教育大綱(案)の本文全体を通して、とても抽象的で三木市らしさを感じられない。三木市の教育の強みや弱み、力点が	回答5に記載させていただきましたように、第1期三木市教育大綱の反省から、細かい内容は、教育現場の意思を尊重し、よりよい

	見えない。三木市の子育て支援は評価が高く、良い内容なので、教育大綱を通じて伝わってこないのは、もったいない。	教育に係る取組を行えるよう、抽象的な表現としつつも、市長の考える教育に対する方針を記載しております。
9	教育は、非常に重要なものであるため、教育大綱において教育委員会で取り組んでいる内容を明確に提示し、市民に10年後、20年後の形を示す義務があると考えます。	グローバル化や情報化が進展する社会の中では、多様な主体が相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に拡がり、先を見通すことがますます難しくなっています。2030年には、少子高齢化が更に進行し、65歳以上の割合は総人口の3割に達する一方、生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれています。また、子どもたちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響により大きく変化することになると予測されています。さらに、2045年には、人工知能が人類を越える「シンギュラリティ」に到達するという指摘もある中、グローバル化、情報化、技術革新等といった変化が、子どもたちの生き方に影響するという認識のもと、検討が必要です。
10	<p>Ⅲ. 教育大綱の基本理念で「豊かな学びで未来を拓く」とあるが、「豊かな学び」とはどのようなことを想定しているのか。</p> <p>また、少子高齢化・グローバル化という記載について、文部科学省ではSociety 5.0へ対応する人材として、課題発見・解決能力を育む必要があると示されているが、そのようなことを想定しているのか。技術・文化ともに発展していく未来を想定した教育を行える体制の構築が必要であると考えます。</p>	<p>現在、新しい時代にふさわしい学校の在り方を求め、新たな学校文化を形成していく努力がなされています。予測が困難な未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と豊かな人生を自ら創り出</p>

		<p>していくことが重要です。そのため、これからの子どもたちには、社会的・職業的に自立した人間として高い志と意欲を持ち、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決をめざし、他者と協働しながら新たな価値を生み出していく力を身につけさせたいと考えます。</p> <p>基本理念「豊かな学びで未来を拓く」の「豊かな学び」には、多様な学び、質の高い学び、誰もが参画し得る学び、生涯を通じた学び、そして、「未来を拓く」には、自身の人生を切り拓く、今後の社会を切り拓くという意味を込めています。そのような考えの上で、特に、学校においては、子どもたち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことや、そのために求められる学校の在り方を研究していく組織体制を構築していくことが、より一層重要になると考えます。</p> <p>そのような視点に立ち、第2期教育大綱では、今後5年間の期間で、本市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。</p>
1 1	<p>国連が提言しているSDGsに係る取組を明示した方が良いと思う。国も他の自治体も取組を明示しており、三木市として持続</p>	<p>国連におけるSDGs策定の経緯や国や県の動向、国内外の状況を踏まえ、三木市においても地域での生活が持続的に営まれ、世界が</p>

	<p>的な社会、そして教育をめざすのであれば、教育面にも SDGs の考え方を取り入れ、持続可能な社会に向けての取組を推進すべきである。</p>	<p>取り組む SDGs の基本的な視点である「誰一人取り残さない」という観点のもと、子どもから高齢者まですべての市民が、将来にわたって自分たちの希望する暮らしや活動を営むことができる未来への取組を進めています。</p> <p>教育大綱は、大きく教育の指針を示すという観点から SDGs に特化した記載はしていませんが、三木市総合計画の中で、教育に関しても SDGs の該当項目を挙げています。今後の取組の中では、SDGs の観点も取り入れた教育活動を展開していきます。</p>
<p>1 2</p>	<p>IV. 教育大綱の基本方針の 1-(1)アに「身に付けた知識を知恵に変え」とある。「知識とは、ある物事について知っていること。また、その内容。学習や実験から得られた、誰もが事実として共有できるデータの集合体である。知恵は、物事の道理を判断し、適切に処理する能力。」であり、学校でそのような指導をし、知恵へと変えるということか。</p>	<p>予測困難な未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合うことが重要です。新しい発想に基づいて、社会に新しい価値を実現していくことが重視される時代となり、そこで求められるのは、社会に参加し貢献するための「資質・能力」です。20 世紀の産業社会においては、経済成長が目的で、情報処理能力の育成が学校教育の大きな役割でした。つまり、決められた方法で「正解」をいち早く導き出す能力の育成です。しかし、21 世紀の「持続可能な社会の創り手」として期待される資質・能力は、知識から新しいアイデアを生み、未解決の問題に挑戦していく姿勢です。また、多様で個性的な能力を持つ人々と協働することが必要とされ</p>

		<p>ます。その資質・能力を育成する学校教育の役割も変化しています。これまでの教育のように、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分であると考えます。新学習指導要領において、「学習活動」とは、考えを出し合って納得のできる「最適解」を構成していく活動と捉えられており、おのずから、教師に求められる役割も変化しています。端的に言うと、子どもに、自分自身の気持ちに気付かせ、語らせ、価値づけて励ますことでもあります。今後の社会を見据え、どのように子どもたちを育てていくのかを、引き続き研究してまいります。</p>
13	<p>IV・教育大綱の基本方針の1-(1)ア「グローバル社会で主体的に活動できるよう～」について、グローバル社会でのコミュニケーション力ということは、英語教育・外国語教育に力を入れるということか。教師自らが英語を話して教えるようにすべきである。教師が英語を話せないのであれば、外国にいる外国人講師にビデオ通話などで教わるなどしてほしい。</p>	<p>来年度から小学校においては、新学習指導要領が全面実施となり、3・4年生において「外国語活動」、5・6年生において、「外国語」の授業が行われます。本市では、数年前から「話せる英語推進事業」として、小学校1年生からの外国語活動に系統的に取り組んできました。外国語指導助手(ALT)を各小学校に配置し、子どもたちの発達段階に応じて、地域の外国人との交流を充実させるなど、外国語(特に英語)を用いて、国や文化の異なる人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成してきました。また、教職員の英語の指導力を高め、授業カリキュラムの研究を行うた</p>

		<p>め、研修の機会を充実させてきました。今後も、「聞く」「話す」「読む」「書く」という学習を総合的に行い、英語の実践的運用能力を育成します。合わせて、国際交流などの体験的な学習を通じ、異なる文化や価値観への理解を深め、国際的視野に立って、行動することができる資質を育成します。</p>
1 4	<p>IV. 教育大綱の基本方針の 1-(1)ア「高度情報化社会を見据え～」について、むやみに ICT などを導入するのは反対である。指導側がシステムを使いこなし、ICT を導入する意味を理解しなければ成功しない。しっかりとしたストーリー性のある教育プランを提示すべきである。</p>	<p>学校にタブレットを導入することにより、班別学習やプレゼンテーション、校外での観察学習など、様々な学習展開が可能となり、子どもたちが主体的に学び、また、協働しながら課題を解決するなど、学びを深めることが可能になると考えています。多様な学びの場の提供は、基礎的・基本的な知識を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力を育む機会を増やします。そのことにより、「活用」する能力の向上が期待できます。</p> <p>また、ICT を活用することによって、障がいのある児童生徒や日本語の習得が難しい外国籍児童生徒について、言語の習得やコミュニケーション能力の向上につながることが期待できます。</p> <p>教員の ICT 活用に関する研修については、情報機器の活用や授業支援ソフト、デジタル教科書の活用、情報モラル教育などを行ってきました。今後、学校にインストラクターを派遣し、学習用ソフトの活用方法について全教員が研修</p>



		を受けられるように計画しています。
15	IV. 教育大綱の基本方針の1-(1)イ「全教育活動を通じて～」とあるが、全教育を通じての人権教育ということが全くイメージできない。人権問題というのは、ジェンダー問題か、それとも「いじめ」問題を指しているのか。	<p>人権について、子どもたちに分かりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であります。一人一人の児童生徒がその発達段階に応じて人権の意義や内容、重要性について理解することで「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標です。</p> <p>学校における人権教育の取組の視点である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになるための人権感覚は、児童・生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではありません。学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童・生徒自身が実感できる状況を生み出すことが大切です。</p> <p>そのような意味において、本市の学校では、「人権教育年間指導計画」を基に、全教育活動を通じて人権教育を推進しています。具体的には、多様な体験活動を取り入れるなど、主体的で実践的な人権学習を進める指導方法を工夫し、自尊感情を高め、年齢や性別、障</p>

		<p>がい、文化などの多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成しています。また、人権・同和教育資料の「三木市の人権・同和教育」や「ほほえみ」、「きらめき」を活用し、同和問題やいじめ問題など、人権課題に対応した学習の充実を図るとともに、「同和教育伝承講座」や「教職員人権研修」、「校内研修」の実施などにより、教職員の人権意識を高めています。</p> <p>このように、各学校において、人権教育の成立基盤として「全ての人の人権が尊重されている教育の場としての学校、学級」の環境を整え、人権教育がめざすものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取り組を進めています。</p>
16	<p>IV. 教育大綱の基本方針の1-(1)イ「人としてのあり方や～」について、人としてのあり方や生き方は人それぞれであるかと思うが、画一化した人格を押し付けるのか。また、一般的に道徳科の説明に用いられる言葉である、「よりよく生きる」とは何に対して、よりよく生きることを考えているのか。</p>	<p>これからの時代を生きる子どもたちには、社会を構成する主体として、一人一人が高い倫理観を持ち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力を備えることが求められています。多様な価値観を持つ集団の中では、対立する場合があります。しかし、誠実にそれらの価値に向き合い、解決をめざして考え続ける姿勢こそ道徳教育で培うべき資質であると考えます。「人としてのあり方や生き方」は、</p>

		<p>もちろん人それぞれであります。人は、時に喜び、時に悩み、様々な経験を通して人としてのあり方や生き方を、自らに問いかけながら成長していきます。そういった過程を大切にしたい学びが重要であると考えます。また、「よりよく生きる」とは、人が本来持っている「人間としてよりよく生きたい」という願いに基づき、よりよい生き方を求め、努力することであるとを考えます。</p>
17	<p>IV. 教育大綱の基本方針の1-(1)イ「国籍や民族などの違いを～」について、多文化共生教育とは「国籍・ジェンダー・社会階級・人種・文化など出身の異なる生徒が平等に学習機会を持てるようにすると、全ての生徒が民主的な価値観・信念、または文化を超えて機能するために必要なスキルや知識を育てられるように支援する為の教育実践」と定義されているが、三木市内の学校でこのようなことを実践することができるのか。どのような対策を考えているのか。</p>	<p>本市の学校では、多文化共生教育として、各校の教育課程において、道徳の時間や総合的な学習の時間等に、多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成しています。</p> <p>また、外国人児童生徒が在籍する学校においては、母語を話せるサポーターの派遣や多文化共生教育の推進により、外国人児童生徒のアイデンティティの確立と自己実現を支援しています。</p> <p>さらに、県の研究指定を受け、「日本語指導支援教員」を中心に、日本語指導の体制を充実させ、外国人児童・生徒の日本語の習得や基礎学力の定着に努めています。中学校においては、来日した留学生に、それぞれの国を紹介してもらうなど交流の場を設け、異文化や多様な価値観に触れる機会を確保しています。</p> <p>今後も引き続き、これらの取組を継続し、多文化共生社会の実現</p>

		に向けた教育を推進していきます。
18	IV. 教育大綱の基本方針の1-(1)イ「三木の伝統や文化、自然などに～」において、ふるさと愛の醸成が記載されているが、体験し知るだけでなく、希少価値や歴史などのストーリーをしっかりと伝えることがふるさと愛の醸成につながると思う。	本市では、「誇りを持って暮らせるまち三木」の実現をめざして、市民の皆様と共に取り組んでいます。その中で、ふるさと教育の重要性をしっかりと認識し、「ふるさと三木の歴史学習」などを通じて、引き続き、我が国やふるさとの人、もの、文化を愛する心を育てていきます。
19	IV. 教育大綱の基本方針の1-(1)ウ「健やかな体の育成」とあるが、運動能力や体力は一朝一夕で身につくものではない。厚生労働省から、年々子どもの運動能力が低下していること、また、その理由についても発表があったが、そういった内容を考慮しているか。子どもの体力向上のためにすべきことを、学校だけでなく家庭環境も巻き込んで改善することが必要である。具体的に取り組む内容を記載し、5年間の期間の後、効果測定を行い、次の計画のブラッシュアップを図ってほしい。	健やかな体の育成については、確かな学力や豊かな心と同様に、子どもたちの「生きる力」の基となる力として認識しており、それら3つの力の調和がとれた育成をめざしています。小学校では、県の体力向上サポーター派遣事業を活用して専門的な指導者を招き、児童に運動技術の向上を体験させることで、運動への興味・関心を高めています。また、朝の駆け足や体育の授業における体づくり運動などを通して基礎体力の向上に取り組んでいます。中学校では、年2回（春、秋）の体力テストを実施し、生徒に体力の向上を実感させるとともに、分析した体力テストの結果を、体育の授業改善や部活動指導に活用することで、体力・運動能力の向上につなげています。体力向上の取組の検証については、長期的な視野で三木市の子どもたちの体力、運動能力の傾向を分析しつつ、体づくり運動の内容や体育の授業改善などを実施

		<p>することにより効果検証を行っていきます。</p>
20	<p>IV. 教育大綱の基本方針の1- (2)「子どもたちの学びを支える環境～」とあるが、この教育大綱(案)のような総花的な環境づくりではなく、三木市として10年後、20年後に子ども達がどのようになって欲しいか、明確な目標を持っての環境づくりを行っていただきたい。しっかりとしたビジョンを持ち、三木市独自の教育方針を持って環境づくりを行わなければ、三木市は、いずれ衰退し消滅も考えられる。教育委員会としてではなく、1人の市民、1人の保護者として、子ども達の将来をしっかりと考え、危機感を持って行っていただきたいと思う。</p>	<p>前述したように、予測が困難な未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、よりよい社会と豊かな人生を自ら創り出していくことが重要です。そのため、これからの子どもたちには、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決をめざし、他者と協働しながら新たな価値を生み出していく力を身につけさせたいと考えます。</p> <p>学校教育においては、互いの知見や考えを伝え合ったり、議論したり協働したりしながら、自分の考えを広げたり深めたりする学習を進める必要があります。そのためには、一定程度の学習集団が必要であると考えます。一方、学校再編に伴い、校区が広がる観点から、地域とともにある学校の在り方について、研究を進めていく必要があります。今後も、一人一人の子どもたちにとって、より良い本市の教育環境を市民の皆様とともに作っていきたいと考えています。</p>
21	<p>昨今の日本には様々な災害が起こっており、人ごとではなく、三木市でも多くの災害被害を受けている。三木市には国や県の防災施設があるので、そんな三木市で育つ子ども達には、防災</p>	<p>本市においては、阪神淡路大震災、東日本大震災などこれまで経験した未曾有の災害を教訓として、三木市総合防災訓練、地域の自主防災訓練などの住民参加型の訓練を通して、自主防災組織と消</p>

	<p>教育として、防災の基本である「自助・共助・公助」を子どもの頃から学ぶ必要がある。</p>	<p>防本部、消防団の連携強化を図るとともに、市民一人一人の災害への備えや心構え、学びの場をつくるなど、防災意識の高揚を図っています。</p> <p>学校においては、教育大綱に記載しているように、災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進しています。具体的には、災害発生時に児童生徒が即座に身を守る行動や対策などがとれるよう、防災教育副読本「明日に生きる」などを活用した実践的な防災教育を実施しています。また、ボランティアなどの体験的活動を通して、助け合いの心を育成しています。自然災害に対する危機管理は、学校安全の基礎的・基本的なものであるという考えのもと、学校が地域の防災拠点であるという観点から、学校の防災体制の充実を図るため、地域や防災部局、消防、警察などの専門機関と連携し、地域の災害特性などを踏まえた実践的な防災訓練を実施しています。今後も引き続き、防災の基本となる、「自助・共助・公助」を学ぶ防災教育を進めます。</p>
22	<p>三木市は道德教育が特徴なのかと思うような優先順位での記載が見受けられるが、三木市としての教育の特徴をもう一度考え直してほしい。</p>	<p>現代社会においては、基盤となる知識や情報が常に変化しており、これからを生きる子どもたちにとって、大人としてのあり方や職業選択に手本とするものが少ないため、目標を持ちにくいと言われています。そのような中で、ま</p>

		<p>ずは基本となる「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の調和のとれた育成をめざし、さらに、時代の変化に主体的に対応できるよう、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤する子どもを育みます。</p> <p>子どもたちに豊かな心を育てる上で、人権教育や道徳教育が、重要であるということは言うまでもありませんが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「知・徳・体」をバランスよく育てることが大切だと考えています。</p>
23	<p>第2期教育大綱(案)を評価するための基準が無く、評価できる仕組みとなっていない。評価する仕組みになっていないのは、第1期教育大綱の結果の分析が行われておらず、目標設定の根拠が分かりにくいからではないか。</p>	<p>回答5、9で記載したように、市長の教育に対する方針を定めたものが教育大綱であることから、具体的な施策について指標や目標値を設定していません。</p> <p>また、回答1に記載したように、第1期三木市教育大綱については、令和元年度第1回三木市総合教育会議において検証を行い、ホームページ等で閲覧可能であります。</p>
24	<p>ボリュームや構成の大幅な変更、抽象的な内容、検証・評価の基準が無いといった状態で、第2期教育大綱(案)が公表されことに懸念を覚える。総合教育会議の組み立て方や議論の準備・構築の方法等に問題があったのではないか。</p>	<p>ボリュームや構成などが大幅に変更されたことから、総合教育会議の組み立てや議論の準備・構築の方法等に問題があったのではないかとご指摘でございますが、令和元年度第1回三木市総合教育会議において今年度、第2期三木市教育大綱の策定するに当たり、教育大綱の策定に係る根拠や三木市教育振興基本計画、三木市教育の基本方針の策定の流れにつ</p>

		<p>いて教育委員と確認し、ボリュームや記載内容に対する意見交換を行いました。令和元年度第1回三木市総合教育会議における意見を踏まえ、令和元年度第3回三木市総合教育会議において素案を示し、教育委員からの意見を反映した第2期三木市教育大綱（案）を第4回三木市総合教育会議において議論いただきました。ご指摘いただいているような問題は無いと考えています。</p>
25	<p>国や県でもSTEAM教育（Science:科学、Technology:技術、Engineering:工学、Mathematics:数学を統合的に、Art:芸術を融合して学習する教育方法）の導入が始まっている。世界中でグローバル化や第4次産業革命が進む中で、今の子ども達は、多くの外国人たちと出会い、競争しなくてはならない。第2期教育大綱（案）が、そうした想定をしているとは感じられない。</p>	<p>第2期三木市教育大綱（案）では、直接的にSTEAM教育に対して記載はしていませんが、教育大綱の基本理念や基本方針において、グローバル社会において主体的に生き抜く力を育てることに加え、国籍や民族などの違いを認め合い、共に生きる多文化共生につながる心の育成などグローバル化に対応する内容を盛り込んでいます。</p>
26	<p>スポーツにおいても、少子化等の影響により、学校の部活動での運営が期待できなくなっている。中高ゴルフ選手権の誘致が決まっているが、三木市にはゴルフ部のある高校も中学校も無い。ぜひ、全国でも先進的なシステムや取組を行うことで、新しい形の部活動や地域スポーツの仕組みを作り、中高ゴルフ選</p>	<p>「IV教育大綱の基本方針」の『2「生涯にわたる学び」を支えます』の中で、スポーツ環境づくりの推進を挙げています。いただいた意見については、担当課に申し伝え、今後、検討してまいります。</p>



	手権誘致とつなげてほしい。	
27	できれば、第2期教育大綱(案)は、第1期教育大綱と同じ構成で作直すか、教育振興基本計画を前倒しして策定し、それをもって第2期教育大綱(案)として再度パブリックコメントを行ってほしい。	令和元年度三木市総合教育会議において議論を重ねた結果、第2期三木市教育大綱(案)を作成しています。ご理解いただきますようお願いいたします。
28	三木市は、今回の教育大綱において、子ども達にどのような大人になってもらいたいと考えているか。	未来を担う子どもたちには、進行する少子高齢化やグローバル化などにより、変化が激しく、これまでになかったような課題に直面することが予想されています。そのような時代においても、社会の変化に主体的に向き合い、高い倫理観を持ち、人間としての生き方や社会での在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続ける人になってほしいと考えます。そのような考えから、基本理念を「豊かな学びで未来を拓く」としています。
29	(2)アの○の4つ目に、子ども達の教育にとって適正な児童・生徒数の確保とあるが、かつて小学校教師だった私どもから見て、子どもが減って1学年数人の教室では、子ども達への行き届いた指導が可能となり、子どもどうしの学年を超えた繋がりができる。そして、豊かで、自由で、生き生きとした子どもが育つ姿は驚くべきものでした。少人数学級が増えてきた今、再	ご指摘いただきましたとおり、教員が子どもにきめ細やかに関わりを持つことや、学年の枠を超えて異学年交流を行えることは、小規模校の大きな魅力です。 しかしながら、子どもが10人を下回る学級や複式学級が増える中で、教育活動に制限が出ている現状があります。また、予測が困難なこれからの社会を生きていく子どもたちに、多様な人との対話を通じて、生きる力を身に付けて

	<p>編を急がず、その良さを生かすことが大事ではないか。今後、地域や教師集団の中から再編の声が出てきた時に、どのような形の再編が良いかをじっくり話し合い、市や教育委員会がそれを援助し、納得のいく再編にしてほしい。今後、市全体の再編計画の方向を決める前に広く市民に知らせて、納得と合意を大切にしてほしい。</p>	<p>いくことが求められている中、学校再編の必要性を検討し、取組を進めている次第です。</p> <p>今年度行った統合の協議過程では、統合して多様な人のつながりの中での教育を求める声と存続を希望する声の両方がありました。</p> <p>説明会や意見交換会を何度も重ねる中で、どの地域においても、「現在の保護者、これから保護者となる若い世代の意見を尊重したい」という声が聞かれました。保護者の方々もいろいろな考えがある中で意見交換を行い、統合の方向性が決定していった次第です。</p> <p>現在、統合に関係する地域では、統合準備委員会を立ち上げ、子どもが新たな学校生活を円滑に始められるよう、保護者、地域の方々と協議を続けています。</p> <p>今後も、学校再編の取組は継続していきますが、様々なご意見に耳を傾け、しっかりと協議しながら進めてまいります。また、広報誌、ホームページなど様々な機会を通じて取組の進捗状況などをお知らせしてまいります。</p>
	<p>学校再編を進めることに反対である。少人数学級が教育的によくないと断定されているようであるが、小さくても地域の中で見守られて育つのが本来の学校ではないかと思う。規模ではなく、教育の中身が重要であると思う。これまで、小規模校での教育実践を教育委員会も評価してきたのではないか。</p>	
<p>30</p>	<p>それぞれの地区に、それぞれの文化を持った学校があり、子どもたちが安全に通学、通園でき快適な学校・園での生活を送れるようにしてほしい。</p>	<p>学校は地域に支えられ、それにより子どもたちの教育が成り立っていると考えます。このたびの統合により複数の地域を校区とする学校となりますが、それぞれの地域の良さを生かしつつ、地域に愛される学校づくりを進めます。合わせて、安全に子どもたちが通学できるよう、統合準備委員会を通</p>

		じて保護者、地域の方と協議を進めてまいります。
3 1	第1期教育大綱に記載されているとおり、児童・生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導を行いやすい、小規模校のメリットを生かしてほしい。	きめ細やかな指導は、小規模校のメリットであります。その指導のノウハウをしっかりと継承し、きめ細やかさと複数の目による組織的な指導の良い点を十分に生かした指導を行ってまいります。
3 2	安易に、教育効果の結果が検証されていない小中一貫カリキュラムの学校園をめざしてほしい。	義務教育の9年間を小学校と中学校が密接に協力して進める小中一貫教育の考え方は、どの学校、どの地域においても求められることであると考えます。 今後、施設一体型の小中一貫教育を行う学校への再編に当たっては、先進地域の教育の成果を十分に生かしながら、三木市に応じた小中一貫教育を行う学校への再編に向けた研究を進めてまいります。
3 3	青少年の成長支援のために三木市スポーツ・文化施設の利用減免制度のさらなる充実を図ってほしい。	スポーツ施設は、小学生、中学生が利用する場合は、大人の半額で利用できるようになっております。美術館や歴史資料館については、小学生、中学生は、入館料を設けておりません。
第2期教育大綱（案）のパブリックコメントの実施について		
3 4	第2期教育大綱（案）は、第1期から大きな変更が行われている。そのため、こうした変更の理由や背景を理解するために必要な資料があればよかった。	今後、パブリックコメントに必要と考えられる資料があれば、HPに掲載したり、公民館等に設置する資料に加えたりするなど検討します。
3 5	パブリックコメントの募集が始まった令和2年2月14日から17日の午前中まで、パブリックコメントのページにおいて	ご指摘いただいた内容については、確認を怠っていたことが原因です。 誠に申し訳ありませんでした。今

<p>は、「意見を募集中の案件」の欄に「現在募集中の案件はありません」と表示されていた。この不備に対し、原因究明・検証などは行われたのか。また、担当課同士でどういう連携を取り、チェック体制になっているのか。この事案に対しどのような認識を持って、対応したのか。</p>	<p>後このようなことが無いよう、結果を真摯に受け止め、HP公開時の確認及び担当者とのやり取りを密にしていります。</p>
---	---